

軽米町ホームページ広告掲載取扱要領

平成 21 年 4 月 1 日 軽米町告示第 22 号 制 定

令和 3 年 1 月 29 日 軽米町告示第 5 号 一部改正

(令和 3 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 この要領は、軽米町広告掲載要綱（平成 21 年輕米町告示第 20 号。以下「要綱」という。）第 2 の規定に基づき、軽米町が作成し管理するホームページ（以下「本サイト」という。）への広告掲載に関する基準及び広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載資格)

第 2 広告を掲載できるのは、次に掲げる項目に該当する者とする。

(1) 二戸管内又は八戸市及びその近隣市町村に住所又は主たる事業所、営業所を有する者

(2) 前号以外の者で、住民利益につながる内容のものと町長が認める者

(規制業種及び規制業者)

第 3 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、掲載中これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

(1) 町の税金等の滞納がある者

(2) 各種法令に違反している者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者

(4) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの

(5) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種

(7) 貸金業の規制に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業

(8) 前号までのほか、社会問題を起こしている業種や事業者

(9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者

(10) ギャンブルに係る者

(11) その他、広告掲載に関し不適切と認められるもの

(掲載基準)

第 4 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。なお、広告を掲載中に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 町の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

(4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(5) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの

(6) 政治活動又は宗教的活動に関するもの

(7) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 町の広告掲載の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 社会的に不適切なもの
- (12) 氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (13) 誇大な表現を使用したもの
- (14) 射幸心を著しくあおる表現を使用したもの
- (15) 虚偽の内容を表示したもの
- (16) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (17) 責任の所在が明確でないもの
- (18) 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- (19) 裸体等で広告内容に無関係なものを使用したもの
- (20) 暴力や犯罪を肯定し助長するおそれのあるもの
- (21) 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現を使用したもの
- (22) 未成年者の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現を使用したもの
- (23) ギャンブル等を肯定するもの
- (24) その他、町長が不適切と認めたもの

(広告掲載の取消)

第5 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告図案の提出がなかったとき
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、事務を妨害又は停滞させるような行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (5) 広告主の倒産、破産により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取り下げを申し出たとき
- (7) 町政遂行上、やむを得ない事由が生じたとき

(広告掲載の位置)

第6 広告を掲載する位置は、原則として本サイトのトップページとし、町長が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第7 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

広告の大きさ	データ容量	データ形式	掲載期間	掲載料 (税込み)
縦 60 ピクセル ×横 200 ピクセル	20 キロバイト以内	GIF または JPEG	1 カ月間	4,000 円

- 2 前項以外の規格については、その都度町長が定める。
- 3 募集広告の枠は、10 枠とするが、町長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

(掲載の申込)

第8 広告を掲載しようとする広告主は、広告を掲載しようとする日の1カ月前までに、軽米町広告掲載申込書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 広告図案は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 町長は、必要に応じて広告図案の修正を求めることができる。
- 4 同一広告主が申し込むことができる広告は、原則として1枠までとする。
- 5 広告の掲載期間は1カ月単位とし、年度を越えて申し込むことはできない。

(掲載の可否)

第9 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱及び本取扱要領に定める広告掲載の適合性について掲載の適否を決定し、速やかに軽米町広告掲載通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、町長の指定する日までに広告掲載料を納付するものとする。

(免責)

第11 第9の規定による掲載の決定を受けた後、広告主の責に帰すべき理由により広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告主の責に帰さない理由により町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間につき1カ月を30日として日割計算した既納の広告掲載料(100円未満の端数は切り捨てる)を返還する。ただし町の責に帰さない通信障害、サーバ等の通常のメンテナンスの場合、又は閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

- 2 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生、その他町の責に帰すことのできない事由により広告を掲載できなかった場合でも、町は損害賠償その他一切の責任を負わない。

(広告の変更)

第12 広告掲載期間中においてデザインの変更は認めない。ただし、特別の理由により変更が必要と町長が認めた場合には、この限りではない。

- 2 広告のリンク先の内容を変更しようというときには、広告主は変更する1週間前までに町長に申し出なければならない。

(責任)

第13 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告掲載後、広告主の責に帰すべき理由により町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(補則)

第14 この取扱要領に規定するもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

- 2 この取扱要領について疑義が生じたときは、町長と広告主双方が協議して解決するものとする。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。